

議員提出第二十六号議案

W T O 農業交渉等に関する意見書

わが国は、世界貿易機関（W T O）の新多角的貿易交渉、経済連携協定（E P A）、自由貿易協定（F T A）など関税撤廃・削減に向けた交渉が進められており、これまで相手国との交渉に当たっては、「多様な農業の共存」を目指し、需給バランスを維持するため、現行の関税維持など国境措置の堅持に配慮した交渉が進められてきたところである。

しかし、このような中で、現在進められているW T O農業交渉や豪州とのE P A交渉、さらに、新政権が促進しようとしている米国とのF T A交渉は、その結果如何によつては、我々の生活から国産の「食」を失わせるだけでなく、国土の保全を始めたとする農業が果たしている多面的機能の喪失につながるものであり、わが国の食と農業を支える人々の暮らし、ひいては地域経済に壊滅的な打撃を与えることは明白である。

よつて、国会及び政府におかれては、国内生産を基本とした食料安全保障の確立のため次の事項が確保されるよう強く要望する。

一 W T O 農業交渉においては、各国ごとに異なる生産条件の中で、多様な農業の共存、持続可能な農業の発展等、日本がこれまで農業交渉において主張してきた基本姿勢を堅持すること。

二 W T O 農業交渉においては、重要品目の数を十分確保するとともに、上限関税の設定や関税率の著しい削減、関税割当数量の拡大等が行われないよう交渉すること。

三 日豪E P A交渉においては、米・小麦・牛肉・乳製品等の重要品目は、例外措置として今後の交渉で「除外」または「再協議」となるよう交渉すること。

右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十一年十二月十日

大分県議会議長 安 部 省 祐

衆議院議長 横路孝弘殿

参議院議長 江田五月殿

内閣総理大臣 鳩山由紀夫殿

国家戦略担当大臣 菅 直人殿

農林水産大臣 赤松広隆殿

経済産業大臣 直嶋正行殿